別紙様式第18号（第215条第１項第１号関係）　［略］	**別紙様式第18号**（第215条第１号関係）　［同左］
別紙様式第19号（第215条第１項第２号関係）　［略］	**別紙様式第19号**（第215条第２号関係）　［同左］
別紙様式第22号（第220条第１項第１号関係）　［略］	**別紙様式第22号**（第220条第１号関係）　［同左］
別紙様式第23号（第220条第１項第２号関係）　［略］	**別紙様式第23号**（第220条第２号関係）　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九条　法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。	**第九条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　特定資産（不動産に限る。）に関する登記事項証明書その他の特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面	九　特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面
［十・十一　略］	［十・十一　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録事項変更の届出）	（登録事項変更の届出）
第二百十九条　登録投資法人は、法第百九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。	**第二百十九条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　執行役員又は監督役員に変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書及び新たに執行役員又は監督役員となった者に係る次に掲げる書面	三　執行役員又は監督役員に変更があった場合　新たに執行役員又は監督役員となった者に係る次に掲げる書面
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
［四～六　略］	［四～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	